

障 発 第 1 1 号  
平成 2 8 年 3 月 3 0 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に  
関する基準について」等の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を下記のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段のご配慮をお願いします。

#### 記

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙1のとおり改正する。
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙2のとおり改正する。

(別紙1)

新旧対照表

○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
障発第 1206001 号	障発第 1206001 号
平成 18 年 12 月 6 日	平成 18 年 12 月 6 日
一部改正 障発第 0402002 号	一部改正 障発第 0402002 号
平成 19 年 4 月 2 日	平成 19 年 4 月 2 日
一部改正 障発第 0331019 号	一部改正 障発第 0331019 号
平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年 3 月 31 日
一部改正 障発第 0331032 号	一部改正 障発第 0331032 号
平成 21 年 3 月 31 日	平成 21 年 3 月 31 日
一部改正 障発 1007 第 3 号	一部改正 障発 1007 第 3 号
平成 21 年 10 月 7 日	平成 21 年 10 月 7 日
一部改正 障発 0601 第 4 号	一部改正 障発 0601 第 4 号
平成 22 年 6 月 1 日	平成 22 年 6 月 1 日
一部改正 障発 0928 第 1 号	一部改正 障発 0928 第 1 号
平成 23 年 9 月 28 日	平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障発 0330 第 5 号	一部改正 障発 0330 第 5 号
平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障発 0329 第 16 号	一部改正 障発 0329 第 16 号
平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障発 0930 第 1 号	一部改正 障発 0930 第 1 号
平成 25 年 9 月 30 日	平成 25 年 9 月 30 日
一部改正 障発 0331 第 51 号	一部改正 障発 0331 第 51 号
平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日
一部改正 障発 1001 第 1 号	一部改正 障発 1001 第 1 号
平成 26 年 10 月 1 日	平成 26 年 10 月 1 日
一部改正 障発 1226 第 4 号	一部改正 障発 1226 第 4 号

平成 26 年 12 月 26 日  
一部改正 障発 0220 第 7 号  
平成 27 年 2 月 20 日  
一部改正 障発 0331 第 21 号  
平成 27 年 3 月 31 日  
最終改正 障発 0330 第 11 号  
平成 28 年 3 月 30 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。)第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。)については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日(指定共同生活介護事業所(平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。))における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日)から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年 9 月 30 日

平成 26 年 12 月 26 日  
一部改正 障発 0220 第 7 号  
平成 27 年 2 月 20 日  
最終改正 障発 0331 第 21 号  
平成 27 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。)第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。)については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日(指定共同生活介護事業所(平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。))における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日)から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年 9 月 30 日

<p>限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サービス提供責任者 (基準第5条第2項)</p> <p>① (略)</p> <p>② 資格要件</p> <p>サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。</p> <p>ア 介護福祉士</p> <p>イ 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修 (以下「実務者研修」という。) を修了した者</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 指定重度訪問介護事業所の取扱い</p> <p>① サービス提供責任者の配置の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者</p>	<p>限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サービス提供責任者 (基準第5条第2項)</p> <p>① (略)</p> <p>② 資格要件</p> <p>サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。</p> <p>ア 介護福祉士</p> <p>イ <u>社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成19年法律第125号) 附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修 (以下「実務者研修」という。) を修了した者</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 指定重度訪問介護事業所の取扱い</p> <p>① サービス提供責任者の配置の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者</p>
--	--

が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。

a・b （略）

c ①のアの a、b 又は c に基づき、6 人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者の数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

従って、具体例を示すと別表 4、6 及び 7 に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

② （略）

(6) 指定同行援護事業所の取扱い

① サービスを提供する者の実務経験

サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1 年に換算して認定する。

②・③ （略）

(7)・(8) （略）

2～4 （略）

第五 生活介護

1～3 （略）

4 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(1) 基準該当生活介護の基準（基準第 94 条）

基準該当生活介護は、介護保険法による指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 93 条第 1 項に

が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。

a、b （略）

c ①のアの a、b 又は c に基づき、6 人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者の数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

従って、具体例を示すと別表 4 から 6 までに示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

② （略）

(6) 指定同行援護事業所の取扱い

① サービスを提供する者の実務経験

サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。第三の 1 の（7）②アを除き、以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1 年に換算して認定する。

②・③ （略）

(7)・(8) （略）

2～4 （略）

第五 生活介護

1～3 （略）

4 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(1) 基準該当生活介護の基準（基準第 94 条）

基準該当生活介護は、介護保険法による指定通所介護事業者が、その地域において指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定通所介護を提供した場合をいうものであ

規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))が、その地域において指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))を提供した場合をいうものであり、基準該当生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

- ① 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。))の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。(基準第94条第2号)
- ② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。なお、指定通所介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年厚生労働省告示第544号)に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき実施される「サービス管理責任者研修」(介護分野)及び「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修(以下「相談支援従事者初任者研修(講義部

り、基準該当生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

- ① 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。(基準第94条第2号)
- ② 指定通所介護事業所の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。なお、指定通所介護事業所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者は指定通所介護事業所の従業者のうち、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年厚生労働省告示第544号)に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき実施される「サービス管理責任者研修」(介護分野)及び「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修(以下「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」という。))

分)」という。)の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。(基準第94条第3号)

- ③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(基準第94条第4号)
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(基準第94条の2) 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が、その地域において、指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当生活介護とみなすこととし、この場合の基準該当生活介護事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。
- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第163条の2の規定に基づき基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第172条の2の規定に基づき基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第54条

の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。(基準第94条第3号)

- ③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(基準第94条第4号)
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(基準第94条の2) 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が、その地域において、指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当生活介護とみなすこととし、この場合の基準該当生活介護事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。
- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等

の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）にあっては、18人）以下とすること。（基準第94条の2第1号）

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第163条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第172条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。（基準第94条の2第2号）

ア 登録定員が26人又は27人の場合、16人

イ 登録定員が28人の場合、17人

ウ 登録定員が29人の場合、18人

- ③ （略）

- ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第163条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第172条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規

いサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）にあっては、18人）以下とすること。（基準第94条の2第1号）

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。（基準第94条の2第2号）

ア 登録定員が26人又は27人の場合、16人

イ 登録定員が28人の場合、17人

ウ 登録定員が29人の場合、18人

- ③ （略）

- ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサー



定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第 94 条の 2 第 4 号）

⑤ （略）

(3) （略）

## 第六 短期入所

1～4 （略）

### 5 基準該当障害福祉サービスの基準

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(基準第 125 条の 2)

介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。

① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第 94 条の 2 の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定に

基づき自立訓練とみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第 94 条の 2 第 4 号）

⑤ （略）

(3) （略）

## 第六 短期入所

1～4 （略）

### 5 基準該当障害福祉サービスの基準

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(基準第 125 条の 2)

介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。

① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第 94 条の 2 の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅

<p>より基準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供するものであること。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>第七 (略)</p> <p>第八 自立訓練 (機能訓練)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(基準第163条の2)生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の4の(2)を参照されたい。この場合において第五の4の(2)の④の「介護分野」とあるのは、「地域生活(身体分野)」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第九 自立訓練 (生活訓練)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(基準第172条の2)生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の4の(2)を参照されたい。この場合において第五の4の(2)の④の「介護分野」とあるのは、「地域生活(知的・精神)分野」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第十 就労移行支援</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 準用 (基準第184条)</p>	<p>介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供するものであること。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>第七 (略)</p> <p>第八 自立訓練 (機能訓練)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第九 自立訓練 (生活訓練)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第十 就労移行支援</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 準用 (基準第184条)</p>
--	--

① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条から第92条まで、第159条、第160条及び第170条の2の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで( (3)の②を除く。)、(9)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで( (7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第九の3の(3)を参照されたい。この場合において第八の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。

②～③ (略)

#### 第十一 就労継続支援A型

1～2 (略)

3 運営に関する基準

(1)～(7) (略)

(8) 準用(基準第197条)

① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第92条まで、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで( (3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)を参照されたい。この場合において第八の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生

① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条から第92条まで、第159条、第160条及び第170条の2の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで( (3)の②を除く。)、(9)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで( (7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第九の3の(3)を参照されたい。

②～③ (略)

#### 第十一 就労継続支援A型

1～2 (略)

3 運営に関する基準

(1)～(7) (略)

(8) 準用(基準第197条)

① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第92条まで、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで( (3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)を参照されたい。

活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。

②～③ (略)

第十二 就労継続支援B型

1～2 (略)

3 運営に関する基準

(1) (略)

(2) 準用(基準第202条)

- ① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十一の3の(4)から(6)までを参照されたい。この場合において第八の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。

②～③ (略)

第十三～第十五 (略)

②～③ (略)

第十二 就労継続支援B型

1～2 (略)

3 運営に関する基準

(1) (略)

(2) 準用(基準第202条)

- ① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十一の3の(4)から(6)までを参照されたい。

②～③ (略)

第十三～第十五 (略)

(別紙2)

新旧対照表

○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
障発第 1031001 号 平成 18 年 10 月 31 日	障発第 1031001 号 平成 18 年 10 月 31 日
一部改正 障発第 0402003 号 平成 19 年 4 月 2 日	一部改正 障発第 0402003 号 平成 19 年 4 月 2 日
一部改正 障発第 0331021 号 平成 20 年 3 月 31 日	一部改正 障発第 0331021 号 平成 20 年 3 月 31 日
一部改正 障発第 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日	一部改正 障発第 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日
一部改正 障発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日	一部改正 障発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日
一部改正 障発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日	一部改正 障発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日	一部改正 障発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日	一部改正 障発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日	一部改正 障発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日
一部改正 障発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日	一部改正 障発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日
<u>一部改正</u> 障発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日	<u>最終改正</u> 障発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日
<u>最終改正</u> 障発 0330 第 11 号 <u>平成 28 年 3 月 30 日</u>	

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)については、本年9月29日に公布され、10月1日(精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成19年4月1日)から施行されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成18年4月3日付け障発第0403003号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成18年4月3日付け障発第0403004号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成18年9月30日限り廃止する。

記

第一 (略)

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付等単位数表(平成十八年厚生労働省告示第五百二十

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)については、本年9月29日に公布され、10月1日(精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成19年4月1日)から施行されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成18年4月3日付け障発第0403003号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成18年4月3日付け障発第0403004号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成18年9月30日限り廃止する。

記

第一 (略)

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付等単位数表(平成十八年厚生労働省告示第五百二十

三号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1 (略)

2 介護給付費

(1) 居宅介護サービス費

①～⑧ (略)

⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合

ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第2条の2の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)

(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数」

イ・ウ (略)

(二)～(六) (略)

⑩～⑱ (略)

(2)～(9) (略)

3 訓練等給付費

(1) 機能訓練サービス費

① 機能訓練サービス費の区分について

(一)～(三) (略)

(四) 基準該当機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指

三号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1 (略)

2 介護給付費

(1) 居宅介護サービス費

①～⑧ (略)

⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合

ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数」

イ・ウ (略)

(二)～(六) (略)

⑩～⑱ (略)

(2)～(9) (略)

3 訓練等給付費

(1) 機能訓練サービス費

① 機能訓練サービス費の区分について

(一)～(三) (略)

(四) 基準該当機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険制度による指定通所介護事業所である基準該当自立訓練(機能訓練)事業所に通所させて、自立訓練(機能訓練)を提供

定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に通所させて、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。

ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの

イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの

②～⑪（略）

(2) 生活訓練サービス費

① 生活訓練サービス費の区分について

(一)～(三)（略）

(四) 基準該当生活訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に通所させて、自立訓練（生活訓練）を提供した場合に算定する。

ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの

イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの

②～⑭（略）

(3)～(6)（略）

第三 地域相談支援報酬告示に関する事項

1 指定地域移行支援

(1)・(2)（略）

(3) 地域相談支援報酬告示第1の1の2の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。

ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後に

した場合に算定する。

ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの

イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの

②～⑪（略）

(2) 生活訓練サービス費

① 生活訓練サービス費の区分について

(一)～(三)（略）

(四) 基準該当生活訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険制度による指定通所介護事業所である基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に通所させて、自立訓練（生活訓練）を提供した場合に算定する。

ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの

イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの

②～⑭（略）

(3)～(6)（略）

第三 地域相談支援報酬告示に関する事項

1 指定地域移行支援

(1)・(2)（略）

(3) 地域相談支援報酬告示第1の2の2の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。

ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後に



<p>病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第四 (略)</p>	<p>病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第四 (略)</p>
---	---